

平成23年度横浜市市街地開発事業費会計予算

平成23年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,577,144千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,000 ^{千円}
	1 負担金	10,000
2 国庫支出金		2,090
	1 国庫補助金	2,090
3 財産収入		1,316,124
	1 財産運用収入	316,124
	2 財産売払収入	1,000,000
4 繰入金		13,079,928
	1 一般会計繰入金	8,404,498
	2 基金繰入金	4,675,430
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		13,001
	1 雑収入	13,001
7 市債		156,000
	1 市債	156,000
歳 入 合 計		14,577,144

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		14,577,144 <small>千円</small>
	1 事 業 費	9,774,408
	2 公 債 費	4,801,736
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,577,144

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
戸塚駅西口第1地区 市街地再開発事業費	千円 156,000	市債証券の発行または 普通貸借の方法による。 起債の時期は平成23会 計年度。ただし、その全 部または一部を翌年度以 後に繰り越し、起債する ことができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間 を含め、30年以内に償還する。た だし、本期間中、未償還額の範囲 内において借り換えることができ る。 公的資金を借り入れる場合は、 その融通条件による。
計	156,000			